「（注１）　⑷（注１）のこと。また、次の㋐及び㋑によること。
㋐　⑷（注１）の㋐から㋒までに準じて記載する場合において、介在する者についてのみ記載するものとする。
㋑　⑷（注１）の㋐から㋒までに準じて記載する場合において、介在する者についてのみ記載するものとする。
（注２）　比率は小数点第２位を四捨五入とし小数点第１位まで記載すること。」

を

「（注）　⑷（注１）㋐から㋒まで、（注２）及び（注３）に準じて記載すること。
また、次の㋐及び㋑によること。
㋐　⑷（注１）㋐から㋒までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とそれぞれ読み替えること。
㋑　⑷（注１）㋐から㋒までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの㋑の欄の記載については、㋐の欄に記載される者についてのみ記載するものとする。
第２位を四捨五入とし小数点第１位まで記載すること。」

に改め、同表注２⑶の表（注８）を削り、同注２⑷の表中「100分の33.33333」を「３分の１」に改め、同表（注４）を削り、同注２⑸中「100分の33.33333」を「３分の１」に改め、同注２に⑹として次のように加える。

⑹　基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第２条第13号に規定する業務執行役員に該当しない場合はその旨

別表第七の二の項第２欄⑷イ（注３）を削る。

別表第七の二の項の表中「100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項」を「３分の１を超える議決権を有する者に関する事項」に、「100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項」を「３分の１を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事

「（注１）　⑷（注１）のこと。また、次の㋐及び㋑によること。
㋐　⑷（注１）の㋐から㋒までに準じて記載する場合において、介在する者についてのみ記載するものとする。
㋑　⑷（注１）の㋐から㋒までに準じて記載する場合において、介在する者についてのみ記載するものとする。
（注２）　比率は小数点第２位を四捨五入とし小数点第１位まで記載すること。」

を

「（注）　⑷（注１）㋐から㋒まで、（注２）及び（注３）に準じて記載すること。
また、次の㋐及び㋑によること。
㋐　⑷（注１）㋐から㋒までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とそれぞれ読み替えること。
㋑　⑷（注１）㋐から㋒までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの㋑の欄の記載については、㋐の欄に記載される者についてのみ記載するものとする。
第２位を四捨五入とし小数点第１位まで記載すること。」

に改め、同注２⑹の表（注４）に次のように加える。

⑹　基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第２条第13号に規定する業務執行役員に該当しない場合はその旨

別表第七の二の項第２欄⑷イ（注３）を削る。